

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター条例

昭和 48 年 3 月 30 日

津山圏域衛生処理組合条例第 5 号

改正 平成 17 年 2 月 28 日条例第 4 号

平成 31 年 3 月 1 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センターの設置、管理及び運営に関する事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 組合に、次のとおり汚泥再生処理センターを設置する。

名 称 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター

位 置 津山市川崎 458 番地

(使用許可)

第 3 条 津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター（以下「センター」という。）にし尿及び浄化性汚泥等を搬入しようとする者は、管理者の使用許可を受けなければならない。

(使用時間)

第 4 条 前条の規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）がセンターを使用する場合の使用時間は、別に定める休日等を除き、8 時 30 分から 16 時 30 分（土曜日は 11 時 30 分）までとする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の責任)

第 5 条 使用者及び使用者が雇用する作業員（以下「使用者等」という。）は、管理者の指示に従わなければならない。

2 使用者等は、使用中に施設・機器等をき損又は滅失したときは、管理者の算定した損害額を弁償しなければならない。

(許可の取消し又は停止)

第6条 管理者は、使用者等が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取消し又は期間を定めて一時停止を命ずることができる。この場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、管理者はその責任を負わない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）又はこの法律に基づく各関係市町の条例の規定に違反したとき
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき
- (3) 各関係市町において、一般廃棄物処理業（し尿浄化槽清掃業）の許可の取消し又は一時停止の処分を受けたとき
- (4) その他管理者が特に必要と認めるとき  
(規則への委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（平成17年2月28日条例第4号）

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

付 則（平成31年3月1日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。